

議案第47号

鹿屋市印鑑条例等の一部改正について

鹿屋市印鑑条例等の一部を次のように改正する。

令和5年8月25日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市印鑑条例等の一部を改正する条例

(鹿屋市印鑑条例の一部改正)

第1条 鹿屋市印鑑条例(平成18年鹿屋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「。以下「番号法」という。」を削り、「第2条第7号」を「第2条第7項」に改める。

第16条の2第1項中「又は交付申請受付機(暗証番号を登録した登録証等による申請を自動的に受け付ける端末機をいう。)」を削る。

第16条の2第2項中「個人番号カード及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の規定により設定された暗証番号を使用して」を「個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項又は第59条の3第2項に規定する暗証番号その他」に改める。

(かのや市民カードに関する条例の一部改正)

第2条 かのや市民カードに関する条例(平成18年鹿屋市条例第259号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「又は交付申請を自動的に受け付ける端末機（以下「交付申請受付機」という。）」を削り、同条第3項を削る。

（鹿屋市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正）

第3条 鹿屋市個人番号カードの利用に関する条例（平成27年鹿屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条中鹿屋市印鑑条例第8条及び第16条の2第1項の改正規定並びに第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの機能を搭載した移動端末設備（スマートフォン）を用いた印鑑登録証明書の交付を開始するため、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。